

平成29年 壱岐市議会定例会 6月 議会 議 録 (第1日)

議事日程 (第1号)

平成29年6月7日 午後1時30分開議

日程第1	会議録署名議員の指名	5番 小金丸益明 6番 町田 正一
日程第2	審議期間の決定	15日間 決定
日程第3	諸般の報告	議長 報告
日程第4	行政報告	市長 説明
日程第5	議会活性化特別委員会調査報告	活性化特別委員長 報告
日程第6	報告第2号 壱岐市税条例等の一部改正に係る専決処分の報告について	市民部長 説明
日程第7	報告第3号 壱岐市国民健康保険税条例等の一部改正に係る専決処分の報告について	市民部長 説明
日程第8	報告第4号 平成28年度壱岐市一般会計補正予算(第9号)の専決処分の報告について	財政課長 説明
日程第9	報告第5号 平成28年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)の専決処分の報告について	建設部長 説明
日程第10	報告第6号 平成28年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第5号)の専決処分の報告について	建設部長 説明
日程第11	報告第7号 損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について	市民部長 説明
日程第12	報告第8号 平成28年度壱岐市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について	財政課長 説明
日程第13	報告第9号 平成28年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について	建設部長 説明
日程第14	報告第10号 平成28年度壱岐市下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について	建設部長 説明
日程第15	議案第40号 公益的法人等への壱岐市職員の派遣等に関する条例の制定について	総務部長 説明

日程第16	議案第41号	壱岐市附属機関設置条例の一部改正について	企画振興部長	説明
日程第17	議案第42号	壱岐市汚泥再生処理センター条例の一部改正について	保健環境部長	説明
日程第18	議案第43号	壱岐市漁業集落排水処理施設条例の一部改正について	建設部長	説明
日程第19	議案第44号	大島辺地（変更）、勝本辺地（変更）、芦辺浦辺地（変更）、箱崎本村辺地（変更）、武生水B辺地、柳田B辺地、沼津A辺地、初山A辺地、初山B辺地及び仲・大石辺地に係る総合整備計画の策定について	企画振興部長	説明
日程第20	議案第45号	平成29年度壱岐市一般会計補正予算（第2号）	財政課長	説明
日程第21	議案第46号	平成29年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	保健環境部長	説明
日程第22	議案第47号	平成29年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）	保健環境部長	説明
日程第23	要望第1号	小島及び元小島他の環境整備に関する要望書		

本日の会議に付した事件

（議事日程第1号に同じ）

出席議員（15名）

1番 赤木 貴尚君	2番 土谷 勇二君
3番 呼子 好君	4番 音嶋 正吾君
5番 小金丸益明君	6番 町田 正一君
8番 市山 和幸君	9番 田原 輝男君
10番 豊坂 敏文君	11番 中田 恭一君
12番 久間 進君	13番 市山 繁君
14番 牧永 護君	15番 今西 菊乃君
16番 鵜瀬 和博君	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

事務局長	土谷 勝君	事務局次長	米村 和久君
事務局係長	若宮 廣祐君	事務局係員	吉田まどか君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	中原 康壽君
副市長	笹原 直記君	教育長	久保田良和君
総務部長	久間 博喜君	企画振興部長	左野 健治君
市民部長	堀江 敬治君	保健環境部長	高下 正和君
建設部長	原田憲一郎君	農林水産部長	井戸川由明君
教育次長	山口 信幸君	消防本部消防長	下條 優治君
総務課長	中上 良二君	財政課長	松尾 勝則君
会計管理者	平田恵利子君		

午後1時30分開議

○議長（鶴瀬 和博君） 皆さん、こんにちは。会議に入る前に、傍聴人の方をお願いを申し上げます。傍聴人の方は、傍聴席以外の議場に入ることはできません。また、議員執行部職員等とも、休憩中を含め議場内で会話することができませんので御了承ください。また、携帯電話の取り扱いにも御注意をよろしくお願い申し上げます。

会議に入る前に、あらかじめ御報告いたします。

壱岐新報社ほか3名の方から、報道取材のため撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしておりますので、御了承願います。

また、平成29年度壱岐市採用職員の傍聴を研修の一環ということで、許可をしておりますので、あわせて御了承願います。

今期定例会におきましても夏の省エネ対策の一環として、クールビズを実施いたします。議場での服装につきましては、上着、ネクタイの着用は各位の判断に任せることとしておりますので、よろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。ただいまから平成29年壱岐

市議会定例会6月会議を開きます。

これより本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、5番、小金丸益明議員、6番、町田正一議員を指名いたします。

日程第2. 審議期間の決定

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第2、審議期間の決定についてを議題とします。

6月会議の審議期間につきましては、去る6月5日に議会運営委員会が開催され協議をされておりますので、議会運営委員長に対し協議結果の報告を求めます。小金丸議会運営委員長。

〔議会運営委員長（小金丸益明君） 登壇〕

○議会運営委員長（小金丸益明君） 皆さん、こんにちは。議会運営委員会の報告をいたします。

平成29年壱岐市議会定例会6月会議の議事運営について、協議のため、去る6月5日に議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果について報告いたします。

審議期間の日程案につきましては、各議員のお手元に配付いたしておりますが、本日から6月21日までの15日間と申し合わせをいたしました。

本定例会6月会議に提案されます案件は、報告9件、条例の制定1件、条例の一部改正3件、平成29年度補正予算関係3件、その他1件の合計17件となっております。また、要望1件を受理いたしておりますが、お手元に配付のとおりであります。

本日は、審議期間の決定、議長の報告、市長の行政報告を受け、その後、本日送付された議案の上程、説明を行います。

6月8日から12日は休会といたしておりますが、議案に対する質疑並びに予算に関する発言の通告をされる方は、6月8日の正午までに通告書の提出をお願いいたします。

6月13日は議案に対する質疑を行い、質疑終了後、所管の委員会へ審査付託を行います。質疑をされる場合はできる限り事前通告されるようお願いいたします。

なお、上程議案のうち議案第45号平成29年度壱岐市一般会計補正予算（第2号）につきましては、予算特別委員会を設置して審議すべきということを確認いたしておりますので、よろしくをお願いいたします。

6月14日と15日の2日間を一般質問日としています。

6月16日に各常任委員会を開催し、19日に予算特別委員会を開催するよういたしております。

ます。

6月21日、本会議を開催し、各委員長の報告を受けた後、議案等の審議・採決を行い全日程を終了したいと思います。

以上が、平成29年壱岐市議会定例会6月会議の審議期間日程案であります。

円滑な運営に協力賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔議会運営委員長（小金丸益明君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） お諮りします。

6月会議の審議期間は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から6月21日までの15日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 異議なしと認めます。よって、6月会議の審議期間は、本日から6月21日までの15日間と決定いたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告を申し上げます。

平成29年壱岐市議会定例会6月会議に提出され、受理した議案等は17件、要望1件であります。

次に、監査委員より、例月出納検査の報告書が提出されており、その写しをタブレットに配信しておりますので、御高覧をお願いします。

次に、系統議長会であります。

去る4月26日から27日の2日間、熊本市において、第92回九州市議会議長会定期総会が開催されました。会議では、平成28年度事務報告、平成28年度決算報告、平成29年度収支予算及び全国市議会議長会定期総会へ提出の4議案について審議がなされ、それぞれ可決・決定がなされたところであります。

次に、5月11日から12日の2日間、長崎市において、長崎県離島振興市町村議会議長会臨時総会が開催されました。会議では、役員改選が行われ、新会長に私が就任をいたしました。離島を取り巻く環境は、大変厳しい状況ではありますが、白川市長を初め、各市と力を合わせ、有人国境離島法などを活用し、県下離島が抱えるさまざまな問題解決に向けて、国・県に対して離島の現状を訴えていきたいと思っておりますので、皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。

次に、5月24日に長崎県市議会議長会で、衆議院第1議員会館におきまして、長崎県選出国會議員への要望活動を行いました。壱岐市からは、離島航路における海上高速交通体系の維持及

び勝本港（避難拠点港）に関する施設整備等についての2項目を要望いたしました。

次に、同日午後より開催された全国市議会議長会第93回定期総会に出席をいたしました。会議に先立ち、永年勤続功労表彰が行われ、本市から、議員10年以上で音嶋正吾議員、議員15年以上で中田恭一議員、久間進議員と私、鶴瀬和博、議員20年以上で牧永護議員の5名が表彰されましたので、御報告申し上げますとともに、この後、伝達をいたしたいと思います。

会議では、安倍内閣総理大臣、大島衆議院議長ほか出席のもと開催され、表彰式の後、一般事務及び各会計報告、各委員会事務報告並びに各部会より提出された27議案及び会長提出の4議案が可決・承認され、関係省庁、国会議員に対し、実行運動を行うことが決定されました。

次に、5月26日に東京都におきまして開催された全国民間空港所在都市議会協議会第91回定期総会に出席をいたしました。会議では、国土交通省航空局より、関係予算等の概要説明がなされ、事務報告及び平成29年度事業計画・歳入歳出予算が承認・可決されたところであります。

以上のとおり、系統議長会に関する報告を終わりますが、詳しい資料につきましては、事務局に保管をいたしておりますので、必要な方は御高覧をお願いします。

今定例会6月会議において、議案等説明のため、白川博一市長を初め、教育委員会久保田教育長に説明員として出席を要請しておりますので、御了承をお願いします。

以上で、私からの報告を終わります。

ここで、伝達式を行いますので、今西副議長と交代をいたします。

○事務局長（土谷 勝君） それでは、ただいまから全国市議会議長会の表彰伝達式を行います。

去る5月24日に東京都において開催の全国市議会議長会第93回定期総会において、会議に先立ち、議員の永年勤続功労表彰が行われ、本市議会議員5名に賞状の伝達がありましたので、御紹介申し上げます。

音嶋議員は、平成17年8月、壱岐市議会議員に初当選され、市議会議員10年以上の表彰とされます。

鶴瀬議員は、平成11年10月、芦辺町議会議員に初当選され、市議会発足までの4年5カ月間を町議会議員として勤続されました。その2分の1が市議会議員の勤続年数に通算され、市議会議員15年以上の表彰とされます。

同じく中田議員は平成11年6月、勝本町議会議員に、久間議員は平成11年4月、郷ノ浦町議会議員とされ、それぞれ議員在籍15年以上の表彰となります。

牧永議員は、昭和62年4月、郷ノ浦町議会議員とされ、議員在籍20年以上で表彰を受けられましたことを御報告申し上げます。

これから、伝達式を行いたいと思います。今西副議長より表彰状の伝達をお願いいたします。

○副議長（今西 菊乃君） それでは、ただいまから表彰状の伝達式を行います。

受賞者の名前を事務局長が読み上げますので、受賞者は演壇の前にお進みください。

○事務局長（土谷 勝君） それでは、氏名を読み上げます。

初めに、4番、音嶋正吾議員。

〔副議長（今西 菊乃君）、議員（4番、音嶋 正吾君）、演壇前へ移動〕

○副議長（今西 菊乃君） 表彰状、壱岐市、音嶋正吾殿。あなたは市議会議員として10年市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第93回定期総会に当たり、本会表彰規定により表彰いたします。平成29年5月24日、全国市議会議長会会長山田一仁。

〔副議長（今西 菊乃君）より議員（4番、音嶋 正吾君）へ賞状伝達〕（拍手）

○事務局長（土谷 勝君） 続きまして、16番、鵜瀬和博議員。

〔議員（16番、鵜瀬和博君）、演壇前へ移動〕

○副議長（今西 菊乃君） 表彰状、壱岐市、鵜瀬和博殿。あなたは市議会議員として15年市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第93回定期総会に当たり、本会表彰規定により表彰いたします。平成29年5月24日、全国市議会議長会会長山田一仁。

おめでとうございます。

〔副議長（今西 菊乃君）より議員（16番、鵜瀬和博君）へ賞状伝達〕（拍手）

○事務局長（土谷 勝君） 続きまして、11番、中田恭一議員。

〔議員（11番、中田恭一君）、演壇前へ移動〕

○副議長（今西 菊乃君） 表彰状、壱岐市、中田恭一殿。あなたは市議会議員として15年市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第93回定期総会に当たり、本会表彰規定により表彰いたします。平成29年5月24日、全国市議会議長会会長山田一仁。

おめでとうございます。

〔副議長（今西 菊乃君）より議員（11番、中田恭一君）へ賞状伝達〕（拍手）

○事務局長（土谷 勝君） 続きまして、12番、久間進議員。

〔議員（12番、久間 進君）、演壇前へ移動〕

○副議長（今西 菊乃君） 表彰状、壱岐市、久間進殿。あなたは市議会議員として15年市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第93回定期総会に当たり、本会表彰規定により表彰いたします。平成29年5月24日、全国市議会議長会会長山田一仁。

おめでとうございます。

〔副議長（今西 菊乃君）より議員（12番、久間 進君）へ賞状伝達〕（拍手）

○事務局長（土谷 勝君） 続きまして、14番、牧永護議員。

〔議員（14番、牧永 護君）、演壇前へ移動〕

○副議長（今西 菊乃君） 表彰状、壱岐市、牧永護殿。あなたは市議会議員として20年の長き

にわたって市政の発展に尽くされ、その功績は特に著しいものがありますので、第93回定期総会に当たり、本会表彰規定によって特別表彰をいたします。平成29年5月24日、全国市議会議長会会長山田一仁。

おめでとうございます。

〔副議長（今西 菊乃君）より議員（14番、牧永 護君）へ賞状伝達〕（拍手）

〔副議長（今西 菊乃君）、議長席へ、議員（4番、音嶋 正吾君）、議員（16番、鶴瀬和博君）、議員（11番、中田恭一君）、議員（12番、久間 進君）、議員（14番、牧永 護君）、自席へ移動〕

○副議長（今西 菊乃君） ここで、私から今回受賞されました5名の方へお祝いの言葉を申し上げます。

議員各位におかれましては、このたび、全国市議会議長会会長から、長きにわたり地方自治の発展と市政の振興に貢献された御功績によりまして、表彰の栄に浴されました。まことにおめでとうございます。心よりお祝い申し上げます。輝かしい御功績に対しまして、深く敬意を表する次第でございます。

地方分権の進展により、地方公共団体の自己決定、自己責任の範囲がさらに拡大する中で、二元代表制の一躍である議会が担う役割と責任は、これまで以上に重要なものとなってまいります。このたびの榮譽を機に、この上とも御自愛くださいまして、市政の発展のため、より一層の御尽力を賜りますようお願い申し上げます。お祝いの言葉といたします。

ここで、受賞者を代表して、牧永議員より謝辞を述べたいとの申し出がっておりますのでこれを許します。牧永議員。

〔議員（牧永 護君） 登壇〕

○議員（14番 牧永 護君） 代表いたしまして、一言お礼を申し上げたいと思います。

私たち5名の議員は、町村合併を超え議員活動をしてまいりました。この間、市民の皆さん初め、議員、職員の皆さんには手助けをいただきましてありがとうございました。これを機に初心に帰り、議員活動に専念してまいりたいと思います。今後ともよろしく願いしたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

〔議員（牧永 護君） 降壇〕

○副議長（今西 菊乃君） 以上をもちまして、伝達式を終わります。議長と交代いたします。

日程第4. 行政報告

○議長（鶴瀬 和博君） 日程第4、行政報告を行います。白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 行政報告を申し上げます。

本日ここに、平成29年壱岐市議会定例会6月会議に当たり、前会議から本日までの市政の重要事項及び今回補正予算に計上した主な内容等について御報告申し上げ、議員皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

さて、平成29年春の叙勲・褒章が発表され、本市から2名の方が受章されております。22年の長きにわたり人権擁護委員を務めておられる平田タカ子様が、人権擁護功勞として瑞宝双光章を、西九州たばこ耕作組合副組合長等として、農業及び葉たばこの生産振興に御尽力された岡口勝洋様が黄綬褒章を受章されました。

また、第28回危険業務従事者叙勲として、元3等陸尉の茂英治様が瑞宝単光章を受章されております。今日まで築かれた御功績に、深甚なる敬意を表しますとともに、このたびの榮譽を心からお喜び申し上げます。

次に、本市副市長として、地方創生の推進等壱岐市の振興発展を強力に推進していただいております笹原直記副市長が、外務省の人事異動により、6月末日をもって本職を退任されることになりました。国の地方創生人材支援制度により、平成27年9月1日から本職に着任いただき、壱岐市産業支援センターIkibiの立ち上げ等雇用創出と企業支援を図る施策、国際交流・インバウンドの体制強化と強力な推進、富士ゼロックス初めとする民間企業や大学との連携、Re島プロジェクトなど広域連携の推進等、限られた期間の中に本市の地方創生を牽引していただき、多くの実績とともに、道筋をつけていただきました。

これまでの施策をさらに推進するため、赴任期間の延長を強く要望しておりましたが、外務省の人事の都合もあり、やむなく受けざるを得ませんでした。御家族も帯同され、壱岐市に対する思いも深く、第2のふるさととして、これからも壱岐市の振興発展に御尽力いただくとともに、笹原副市長の今後ますますの御活躍を祈念するものであります。

さて、**有人国境離島法**についてでございますが、本法律の4本の柱のかなめとも言える雇用機会の拡充について、4月7日に創業・事業拡大支援説明会を開催し、約200人の参加がありました。第1回目の事業公募では46件、雇用創出人数142人の応募があり、5月25日の壱岐市雇用機会拡充事業審査会での審査を経て、国の第1回交付決定額6,900万円に対し、11件の採択候補の決定を行い、現在、国において最終確認が行われております。今回、採択候補として決定に至らなかった事業については、創業事業を拡大し、計画内容を再検討し、第2回の決定に向けて所要の準備を進めており、創業事業拡大支援事業補助金について、1億7,400万円の追加補正を計上いたしております。

なお、壱岐市雇用機会拡充事業審査会については、要綱で規定しておりましたが、市長の附属機関として設置する審査会とするため、このたび、壱岐市附属機関設置条例の一部改正並びに所

要予算を提出をいたしております。

航路航空路運賃の低廉化につきましては、4月の航路航空路利用者数が全体で5万6,548人、対前年比1,435人、2.6%の増となっており、そのうち割引運賃の適用者は2万2,400人で、全体利用者数に占める割合は39.6%となっており、市民皆様の経済的負担緩和と利便性の向上につながっているものと捉えております。

本制度の運用開始により、離島地域における交通に要する費用の軽減が図られ、継続的な居住が可能となる環境の整備が進められたところでありますが、今後、準住民の取り扱いについて本市が要望しております壱岐出身者の適用等について、引き続き国・県と協議を重ね、交流人口拡大の方策として推進してまいります。

なお、国境離島島民割引カードの発行につきましては、当初、窓口における多少の混乱はあったものの、おおむねスムーズなスタートとなり、5月末現在、2,703の方が申請されております。カード作成の際には、職員による写真撮影や時間短縮等に努め、サービスの向上を図っております。

免許証等での確認による運賃低廉化の適用は、来年の3月末日までとなっており、来年4月からは、国境離島島民割引カードの提示が必ず必要となりますので、市民皆様におかれましては、早目のカード作成をお願いいたします。

政治倫理審査会につきましては、本年3月21日付で壱岐市政治倫理条例第7条第1項の規定に基づき、私に対し、同条例に違反する疑いがあるとして調査請求が提出されました。これに基づき、4月13日に第1回の壱岐市政治倫理審査会が、以降4月20日に第2回、5月8日に第3回目の会議が開催され、同5月8日に壱岐市政治倫理審査会会長より、調査結果報告書を提出いただきました。審査会においては、会議を全て公開のもと、私を含めた関係者の事情聴取等が行われ、慎重な御審議・御議論をいただいたところであります。

調査結果は、壱岐市ホームページでも公開しておりますけれども、調査請求の対象となる条項のうち、壱岐市政治倫理条例第2条第1項「市民の信頼に値する倫理性を自覚し、市民に対しみずから進んでその高潔性を明らかにしなければならない」については、違反していることには当たらないと判断され、第4条第1項第4号「市民の代表としてその品位と名誉を害するような一切の行為を慎み、その職務に関し、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと」については、審査会においては違反の有無の客観的判断はできないものと思料すると判断され、総括として、市長はみずから今回の経緯等を含め説明責任を十分果たされることを求めるとの結論でありました。

このたびは、市民皆様、議員各位に大変御心配をおかけいたしましたことを、改めておわびを申し上げます。

今後、司法の場において弁明することとなったときは、これまで私が申し上げてまいりました、壱岐市建設工事の指名基準により対応したことをしっかりと説明するとともに、さきの3月会議の折に申し上げ、また、今回の調査結果報告にあるように、しかるべき時期に市民皆様、議員皆様へ今回の経緯等を含め御説明させていただくことといたしますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、本年4月よりスタートした**地域担当職員制度**については、4月4日に地域担当主幹会議、翌日5日に地域担当職員等会議を開催し、運用体制の構築を図っております。また、4月25日から28日に各町で開催した自治公民館長会議において、地域担当職員制度の概要説明並びに地域担当職員の紹介を行ったところであります。5月25日には、地域担当職員連絡会議を開催し、実績報告や地域担当職員間相互の調整、課題や問題点等について協議を行いました。

各地担当職員においては、地域と行政の相互の橋渡し役として積極的に取り組んでおり、今後も引き続き協働のまちづくりを推進してまいります。

また、昨年12月に開校した**こころ医療福祉専門学校壱岐校**は、4月8日に入学式が行われ、高校新卒者2名、社会人4名、留学生8名の計14名の生徒でスタートいたしました。

本校の開校により、介護福祉士を志す島内の皆様の経済的負担が軽減され、専門的な教育を受けることが可能となると同時に、島外からも入学していただき、人口減少対策と地域活性化につながっております。入学された皆様の卒業後については、市内の事業所等に就職していただき、介護サービス向上に貢献していただくことを期待しております。市といたしましても、今後、さらに高齢化が進む中、介護分野における人材確保・サービスの向上のため、積極的に支援を行ってまいります。

交流人口の拡大についてでありますけれども、平成28年の観光客数は、昨年4月に発生した熊本地震の影響もあり、年間観光客延べ数54万3,910人、対前年比96.9%でありました。

また、開館から8年目を迎えた一支国博物館は、来館者数が5月14日に75万人を記録しており、市民皆様を初め多くの皆様に御来館をいただいております。

3月29日には、大型客船「ぱしふいっくびいなす」が郷ノ浦港に入港し、348人のお客様が来島され、また5月26日には「につぼん丸」が入港し、328人のお客様に御来島いただいております。7月11日には再度、ぱしふいっくびいなすが入港予定となっており、交流人口の拡大につながるものと考えております。

また、昨年3月に完成した筒城浜ふれあいジョギングコース等において、5月21日から27日まで、実業団女子陸上部の十八銀行、鹿児島銀行、キャノンアスリートクラブ九州、総勢28名が壱岐での合宿を実施されたところであります。キャノンアスリートクラブ九州の皆様は、今回初めての壱岐合宿を実施していただきました。今後とも積極的にPRを行い、他の実業団の

合宿誘致につなげてまいります。

観光宣伝事業による新たな取り組みとして、昨年から整備されている壱岐をPRしたラッピングバスを有効活用し、福岡都心100円循環バス路線に走行させる事業を、九州郵船株式会社様、壱岐交通株式会社様の御協力のもと、5月29日に実施いたしました。新聞・メディアにも取り上げていただき、新しい形での壱岐のPRとなったものと捉えております。また、5月30日と31日には、博多駅の博多ロイイベント広場において観光物産展を開催し、多くの皆様にお越しいただき、盛会裏に終了することができました。物産展の開催PRもラッピングバスで実施したところであり、集客力の向上に寄与できたものと思っております。

今後とも、壱岐市観光振興計画に基づき、壱岐の多彩な観光素材である、古墳や神社仏閣といった歴史・文化遺産とあわせて魅力ある壱岐の情報発信を行い、官民一体となり「実りの島・壱岐」の観光コンセプトのもと、夏から秋にかけて交流人口拡大、誘客活動を行ってまいります。

修学旅行、教育旅行につきましては、本年度、長崎県内7校、県外27校、計34校の5,103名が来島予定であり、7年振りに5,000人台を回復する見込みで、前年比6校、2,146名の増となっております。本年度、飛躍的に回復したことは、これまでの営業成果が実を結んだものと考えており、今後も誘致に向けた取り組みを強化してまいります。

福岡市から直行で行くことができる離島——壱岐市、対馬市、五島市、新上五島町、屋久島町でございますけれども——と福岡市が、観光・文化面を中心として連携し、交流人口の拡大と地域経済活性化を目的として、昨年3月30日に発足した福岡市・九州離島広域連携協議会につきましては、初年度となった前年度は、福岡市から直行で行くことができる離島という認知度を高めながら、観光客、移住者増加を図る取り組みを実施したところであります。

3県にまたがる広域連携事業として効果的な取り組みを実施し、多くの皆様に魅力発信ができたことと認識しております。その結果、効果的なプロモーションに対し贈られる「2016日経BP賞」ストラテジック部門で優秀賞を、また「第56回福岡広告協会賞」では、ポスター部門で銀賞、セールスプロモーション部門で金賞をいただいております。

今年度も、広域事業を生かした観光振興を展開し、さらなる交流人口の拡大につながる成果を生み出せるよう取り組んでまいります。

次に、6月4日に開催された壱岐サイクルフェスティバル2017では、島内外から702名の選手がエントリーされ、関係者などを含めると約1,000人の皆様が来島されました。当日は、一部交通規制を行い、市民皆様には大変御迷惑をおかけいたしました。壱岐市消防団を初め、多くの皆様の御協力によって無事終了することができ、改めて厚く御礼を申し上げます。

昨年、初めて開催し、成功裏に終了した壱岐ウルトラマラソンであります。本年度は10月21日土曜日に開催を決定し、ランナーの募集を4月21日から開始しております。

5月末現在の申し込み状況は、100キロ227人、50キロに91人の応募があっており、全国各地からランナーのエントリーがふえております。8月31日をエントリー締め切り日としており、今後もテレビやラジオ、雑誌などあらゆるメディアを活用した情報発信を積極的に進めてまいります。

また、昨年度、市内各地域において市民皆様の熱い応援と心のこもったおもてなしがランナーに大変好評でありましたので、引き続き市民皆様の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

次に、**産業の振興**についてでございます。

まず、**農業の振興**についてでありますけれども、肉用牛については、本年4月の子牛市において、子牛取引価格が市場開設以来の高値を記録し、また、6月1日、2日に開催された子牛市では、平均価格が4月市と比較し、1頭当たり約6万円安の84万3,000円となっておりますが、依然高い水準を保っております。

一方、6月3日に開催された成牛市において、174頭が入場しており、繁殖雌牛の減少を危惧しておりますが、本年度、建設業からの新規参入農業生産法人による100頭規模の牛舎建設、新規就農者による50頭規模の牛舎建設が完成の運びとなっており、増頭を大いに期待しております。

水稻につきましては、平成29年産米で高温耐性品種への転換が進んでおり、つや姫、にこまるの占める割合は、全体の約50%に達しております。現在、普通期水稻の作付時期であります。5月中の降水量が平年の40%以下となっており、水不足による被害が心配されますので、関係機関連携して管理指導等を行ってまいります。

葉たばこにつきましては、移植期以降の水分不足及び低温等の影響により、一部生育停滞が見られましたが、現在は回復し、生育は順調に推移しており、平年並みの収量が見込まれております。

また、4月3日に壱岐市農協担い手支援室を中心とした壱岐市担い手サポートセンターが新設されました。週1回、県壱岐振興局と市から職員を派遣し、集落営農組織の法人化支援、農家の経営相談等、総合的な担い手支援を行っております。今回、本センターの体制を充実させるための県事業の内示を受けておりますので、所要の予算を計上いたしております。

今後も、農業者皆様、そして関係機関と連携を図り、農業振興に努めてまいります。

次に、**水産業の振興**についてであります。平成28年4月から本年3月までの市全体の漁獲量及び漁獲高を前年と比較いたしますと、漁獲量は29.1%減の3,660トン、漁獲高は19.8%減の32億2,400万円となっており、漁家及び漁協の経営に深刻な影響を与えております。主な原因といたしましては、水産資源の減少や漁場環境の悪化による全国的なスルメイカの不漁、クロマグロの資源回復のための漁獲抑制、また魚価の低迷などが考えられます。

このような中、水産業の振興を図るため、有人国境離島法による魚介類の海上輸送費を助成する離島輸送コスト支援事業や本年設立する地域商社を活用して、販路の拡大を目指した商品の開発、掘り起こしなど、今後も漁業者の皆様、そして各漁協を初め関係機関と連携し、各種施策に積極的に取り組んでまいります。

また、意欲ある担い手育成支援事業の認定漁業者については、現在190名を認定、漁業後継者は3名が研修中であり、今後も制度の積極的な活用により、漁家経営の安定につなげていただくことを期待いたしております。

商工業の振興と雇用対策につきましては、雇用の確保については、全国的に雇用改善が進んでおりますが、本市における有効求人倍率につきましては、本市1月は0.97倍、2月に0.92倍、3月に1.1倍、そして5月30日に発表された4月の有効求人倍率も1.1倍となっております。これは、小売業を初めとした企業の求人者数の増加傾向によるものであり、今後についても、有人国境離島法による雇用機会拡充策の展開により、さらなる改善が進むものと期待をいたしております。

壱岐市産業支援センターについては、昨年度にセンター長の全国公募を行い、391名という多くの方々から応募をいただき、厳正な審査の結果、5月10日に森俊介氏を採用いたしました。富士市産業支援センターをモデルとしたf-Biz系の募集では全国最多となる応募数もさることながら、能力的にも秀でた多くの候補者の中から厳正なる審査を経て決定いたしております。審査に参加いただいた富士市産業支援センターの小出宗昭センター長からも、森氏の高い潜在能力について高評価をいただいております。森氏は、7月21日まで実地研修中で、現在はf-Bizにおいて研修中であります。f-Bizモデルの産業支援に必要な適正に磨きをかけ、8月に開設予定の壱岐市産業支援センター（Ikiz-Biz）のセンター長として、究極の島おこしに御尽力いただきます。

森氏は、早稲田大学を卒業後、平成20年に株式会社リクルートに入社。同社を退社後、平成26年の7月、東京渋谷に「森の図書室」をオープン。その後、格闘技フィットネスジムなどの事業を立ち上げられた卓越したビジネスセンスの持ち主であります。地域産業活性化と地域全体の活性化に貢献していただけるものと大きな期待を寄せております。森氏は、年齢33歳でございます。

また、市内の生産者や事業者が、新規販路開拓等に十分な時間をかけられず、地域に埋もれている商品や、高い価値を持ちながらも低い価格に据え置かれたままの商品等を、首都圏や福岡都市圏を初めとした大消費地に宣伝・売り込みを行う機関として、市内に地域商社を設立する準備を進めております。

本年4月、観光商工課内に専属の職員を配置し、任意団体として壱岐市ふるさと商社を立ち上

げ、現在は8月の法人化に向けた準備や事業本格始動のための準備等を行っている状況であり、今回所要の予算を計上いたしております。

次に、**市税等の収入状況**についてであります。平成28年度の市税の収入状況につきましては、現年度分は、調定額22億7,475万円に対し、収入額22億3,682万円で収納率は98.33%、前年度98.25%を0.08%ポイント上回りました。

滞納繰り越し分は、調定額2億7,180万円に対し、収入額2,347万円で、収納率は8.64%、前年度9.39%から0.75ポイント下回りました。

一方、国民健康保険税については、現年度分が、調定額8億1,977万円に対し、収入額7億7,620万円で収納率は94.69%、前年度を0.61ポイント下回りました。

滞納繰り越し分は、調定額2億7,726万円に対し、収入額3,939万円で、収納率は14.21ポイント、前年度を0.45ポイント上回りました。

以上が、平成28年度市税等の収入決算額であります。

県内の経済状況は、緩やかながら持ち直しており、先行きについては、有人国境離島法に基づく各種政策の推進もあり、雇用の確保・所得環境の改善等、景気回復に向かうことが期待されておりますけれども、海外経済の不確実性などに留意する必要があるとされ、足元及び先行きには不透明さが見られるとされております。

本市におきましても、基幹産業である第1次産業において、子牛販売における平均価格の高値が続く一方で、漁獲高の減少等の不安な要素もあり、全体としていまだ厳しい状況にあります。

このように、市税等の徴収を取り巻く環境は依然として厳しい状況にありますが、今後も納税意識の高揚に努めるとともに、納税者皆様へのきめ細かい制度説明を実施し、市民皆様や自治公民館長の皆様の納税に対する御理解、御協力を賜りながら、市税等の収入確保に努めてまいります。

また、滞納繰り越し分の徴収対策につきましては、県と市の連携・協働による滞納整理を徹底し、累積滞納額の縮減に向けて取り組んでまいります。

壱岐市行政の基幹財源である税の確保と公平・公正な税務行政の実現に向けて、より一層の努力をいたす所存でありますので、引き続き、市民の皆様の御理解、御協力を賜りますようお願いいたします。

次に、**認知症初期集中支援チームの設置**についてであります。高齢化率が35%を超える本市においては、認知症高齢者は、国が示した推計値を参考にいたしますと、現在約1,600人と見込まれ、平成37年には1,900人にもなると予想されております。

このような状況に鑑み、さきの3月会議の施政方針において、本年度より認知症総合支援事業を実施することを表明しておりましたが、このたび、複数の医療・介護の専門職により、認知症

が疑われる人や認知症の人とその家族を訪問し、初期の支援を包括的・集中的に行い自立生活をサポートする認知症初期集中支援チームを、4月21日に立ち上げております。同様のチームの設置は、専門医療機関に限られる離島におきましては、全国でも事例が少なく、県内の離島地域では初となります。このことは、壱岐医師会、長崎県壱岐病院を初め、関係機関皆様の御理解と御支援のたまものと、改めて深く感謝を申し上げます。

今後、支援チームを中心として本市が掲げる「認知症を予防し、認知症になっても安心して暮らせる壱岐島」を目指し、事業展開を図ってまいります。

次に、**教育**について申し上げます。

まず、**次代を担う壱岐っ子の健全育成**についてでございますが、このたび、公益財団法人長崎県体育協会の長崎県スポーツ少年団から、平成29年度第44回日独スポーツ少年団同時交流事業について、壱岐市スポーツ少年団への受け入れ決定をいただきました。

本事業は、日独両国のすぐれた青少年及び指導者の相互交流により友好と親善を深め、国際的能力を高めるとともに、両国の青少年スポーツの発展に寄与することを目的として、日独スポーツ少年団国際交流協定書に基づき、毎年実施をされております。

日本への受け入れは、団員・指導者等125名で、期間は7月22日から8月7日までの16泊17日となり、この間の地方プログラムは、全国を13のブロックに分け、熊本県、福岡県、長崎県が一つのグループを受け入れることとなります。

長崎県の受け入れ市として壱岐市が選定され、熊本県八代市、福岡県芦屋町の後、8月1日から8月5日にかけて、水泳のメンバーとして、グループリーダー1名、団員6名と通訳1名が来島される予定であります。

本市での交流プログラムにつきましては、現在、長崎県スポーツ少年団や壱岐体育協会、市内各種団体と協議中ではありますが、ドイツと本市の青少年の交流が、充実したすばらしいものとなりますよう、市民皆様の御協力をお願いいたします。

また、本事業に係る経費の一部を補助することから、今回所要の予算を計上いたしております。

文化財行政につきましては、国内の弥生時代の三大遺跡並びに日本遺産に認定された壱岐島の構成文化財の一つである原の辻遺跡が、本年9月2日、国の史跡指定から記念すべき20周年の節目を迎えます。

このたび、地方創生拠点整備事業により、原の辻ガイダンスの一部をリニューアルし、壱岐の歴史と文化、原の辻遺跡を初めとする貴重な遺産について、一層の情報発信と公開・展示に努めてまいります。

また、離島での開催は初となる文化庁主催の「発掘された日本列島展2017」が、来年1月から2月にかけて一支国博物館で開催されるため、あわせて情報発信を行い、誘客・集客を図って

まいります。

次に、**防災・消防・救急**について申し上げます。

ことしも大雨、台風等の季節が到来しております。災害対策は、行政の最大の責務であります。みずからの身は自分で守る、みずからの地域は自分たちで守るという自助、共助が非常に重要であります。自治公民館を中心とした結成を推進している自主防災組織は、組織率82%を超えており、今後は、活動内容の充実を推進してまいります。このような地域防災力向上の一環として、災害時の避難で助けを必要とされる避難行動要支援者名簿を、防災関係機関に配備しております。また、長崎県防災推進員（自主防災リーダー）養成講座が、7月15日から17日までの3日間、本市で開催されますので、市民皆様の積極的な受講をお願いいたします。

原子力防災につきましては、UPZ圏内の地域を有する松浦市、平戸市、佐世保市と共同で「原子力災害時の避難対策等の充実並びに原子力発電所の安全対策に関する要望書」を、4月21日に県知事へ提出し、国及び九州電力への働きかけを要請をいたしております。

さて、去る5月31日、佐賀県唐津市の漁港で、小型船に隠した金塊206キログラムを密輸した疑いで、船長初め8人が逮捕される事件が発生いたしました。逮捕された船長は、本市に在住していたとのことでありますが、本小型船の船籍は青森で、本人も青森から来たとのことであります。

今回の事件において逮捕された関係者が、わずかな期間ではありますが、本市で活動したことは、市民皆様を不安に陥れるものであり、強い憤りを覚えております。

今後は密輸等犯罪の防止に壱岐海上保安署、壱岐警察署初め関係機関と連携して対策に取り組んでまいります。

本年5月末現在の災害発生状況は、火災発生件数9件、救急出動件数は735件となっており、昨年同期と比較いたしますと、火災は3件増、救急は86件の増となっております。

今後、気温の上昇とともに熱中症による救急搬送の増加が危惧されますので、予防対策について周知を図ってまいります。市民皆様には体調管理に十分御注意されますようお願いを申し上げます。

次に、議案関係について御説明いたします。

本会議に提出した平成29年度補正予算の概要は、一般会計補正額4億785万3,000円、各特別会計の補正総額242万9,000円となり、本定例会に提出いたしました一般会計、各特別会計の補正額の合計は、4億1,028万2,000円となります。なお、現計予算と合算した本年度の一般会計予算は、231億4,006万8,000円で、特別会計につきましては100億9,709万円となっております。

本日提出いたしました案件の概要は、条例の専決処分の報告2件、平成28年度予算の専決処

分の報告3件、損害賠償の額の決定に関する専決処分報告1件、予算の繰越明許費繰越計算書の報告3件、条例の制定・改正に係る案件4件、辺地総合整備計画の策定1件、平成29年度予算案件3件でございます。

何とぞ十分な御審議をいただき、適正なる御判断を賜りますようお願いを申し上げます。

以上をもちまして、前会議以降、市政の重要な事項、また政策等について申し述べましたが、さまざまな行政課題に対し、今後も誠心誠意、全力で取り組んでまいり所存でありますので、議員各位、市民皆様の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げまして、行政報告といたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） これで行政報告を終わります。

ここで、久間総務部長から発言の申し出がっておりますので、これを許します。久間総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） 皆様、こんにちは。壱岐市議会定例会4月会議における質疑事項に対する回答について報告をさせていただきます。

4月24日開催の市議会定例会4月会議において、議案第37号に関する質疑の折に、牧永議員からの放射線防護対策施設、三島小学校体育館に空調設備を整備するかの質問に対して、後日、報告させていただく旨の答弁をしておりました。報告については、議長宛て4月25日付で文書にて報告をしておりますが、傍聴並びにテレビ等で視聴されました市民の皆様等への説明の機会をいただきたく、発言の申し出をさせていただきました。

三島小学校体育館放射線防護対策施設整備工事は、緊急事態発生時において、海上しけなどの理由により大島からの避難が困難な場合の一時避難施設として、既設の小学校体育館を外気にまじって飛散してくる放射線汚染物質から防護するための整備工事であります。本施設は、屋外から放射線物質が屋内に侵入しないように建物の気密性を高め、外の空気はフィルターを通して内部へ入れる構造にします。このため、原発事故が発生したことによる避難時には窓や扉等を開放することができませんので、空気調整は必要となってきます。今回の事業では、体育館の一角、ステージ横にエアコンを2台設置する設計としております。ただし、1区画の面積が広く、天井が高い体育館をエアコンだけで対応することは難しく、送風機等を併用して、全体の温度調節を行うようにしております。

以上で報告を終わります。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

日程第5. 議会活性化特別委員会調査報告

○議長（鶴瀬 和博君） 日程第5、議会活性化特別委員会調査報告の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。今西議会活性化特別委員長。

〔議会活性化特別委員長（今西 菊乃君） 登壇〕

○議会活性化特別委員長（今西 菊乃君） 平成29年6月7日、壱岐市議会議長鶴瀬和博様、議会活性化特別委員会委員長今西菊乃。

委員会調査報告書。

本委員会に付託された調査事件について、調査の結果を次のとおり、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記。

平成28年定例会12月会議において本委員会が設置され、議会基本条例の見直し及び追加、あわせて議場、会議室等の補修・改修について調査研究することとし、5回の委員会を開催し協議を重ねました。

1、議会基本条例の見直し、追加について。2、議場、会議室等の補修・改修について。

以上の項目についての、調査協議が終了したので次のとおり報告します。

調査協議の結果。

1、議会基本条例の見直し、追加について。

壱岐市議会基本条例については、平成23年12月16日に12月会議において成立し、平成24年1月1日より施行され、本年で6年目を迎えております。その間、壱岐ビジョンや壱岐FMでの放送、タブレット導入による議会運営など議会背景も年々変わってきており、社会状況の変化に適応した議会のあり方及び議会基本条例の目的を達成するため、見直し、追加等を行うものであります。

（1）議会基本条例の見直し。

①情報公開と市民参加の推進（第5条第6項）。

「議会は、提出された請願及び陳情を審査するに当たって、所管する委員会において提出者による意見を聞く機会を設けることを原則とする」を「議会は、提出された請願及び陳情を審査するに当たって、所管する委員会において提出者による意見を聞く機会を設けることができる」に改める。

改正理由。個人の見方、捉え方の違いが見受けられ、誤解を招くおそれがあるため見直しを行う。

②議会報告会（第6条第2項）中、議会報告会実施要綱、時期及び会場（第2条）。

「報告会は、年1回以上開催し、開催時期及び会場は、議会運営委員会において協議し決定する」を「報告は、年度1回以上開催し、開催時期及び会場は、議会運営委員会において協議し決

定する」に改める。

改正理由。年1回となっているが、数年に1度の選挙、あるいは議長の公務、行政視察の受け入れ、各種行事等により開催できない場合を考慮し、見直しを行う。

今後の実施方法。

報告会への市民の参加が少ないので、29年度において議会だよりを活用し、市民へのアンケート調査を実施し、市民の声を聞く。

報告会における質疑については、より詳細な回答ができるよう事前通告制を取り入れる。

会場については、レイアウトを考え市民と一体となって会話ができるよう工夫する。

(2) 議会基本条例の追加。

①災害発生時の対応について(第3章に追加する)。

第3章災害対応(災害時における議会及び議員の活動)。

第5条議会及び議員は、大規模災害から、市民に生命、身体及び財産を保護し、市民活動の平穩を確保するため、総合的かつ機動的な活動が図られるよう、市長等と協力し、議会及び議員としての体制の整備に努めるものとする。

2 災害対応に関し、必要な事項は別に定める。

追加理由。

最近では、台風や地震、集中豪雨など予期せぬ自然災害が全国各地で発生している状況である。岐阜市においては原発を含め防災計画を策定済みであるが、議会としての防災活動計画は一向に策定されていない。よって、万が一災害が発生した場合、議会機能の早期復旧に向けていくためにも整備が必要である。

②議決事項の定め(第12条第2項に追加する)。

2、前項の規定にかかわらず、法定計画の軽微な変更については、議会運営委員会に諮り、議会の議決を要しないものとする。

追加理由。計画内容の変更を伴わない語句の整備、名称の変更、組織の変更、法律等の改正による引用の修正等の軽微な変更については、議会の議決を要しないものとする。

2、議場、会議室等の補修・改修について。

議場等の補修・改修については、現在の議場を引き続き使用するため、平成28年度予算で音響整備の改修を行ったところです。その他、傍聴席との間仕切り、各委員会室、議長室、事務室等も含め有効利用するため、改修・補修を行うものであります。

(1) 議場

議場の音響効果向上のため床をじゅうたん張りにする。

傍聴席前にテーブルを置き、椅子を前後交互にずらす。

一般質問用時計を質問席から見えるように移動する。

(2) 議員控室。

テーブル式とし、椅子席とする。またロッカーを配置する。

(3) 委員会室。

2階の和室の畳をなくし、ロッカー室（談話娯楽室）とワンフロア化し、床をじゅうたん張りとする。

(4) 議長室。

現監査委員室を議長室とし、現議長室を議会図書室とする。

以上のとおり、議会活性化特別委員会の報告といたします。

〔議会活性化特別委員長（今西 菊乃君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） これから、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

以上で、議会活性化特別委員会の調査報告を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開を14時50分といたします。

午後2時37分休憩

.....
午後2時50分再開

○議長（鵜瀬 和博君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第6. 報告第2号～日程第22. 議案第47号

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第6、報告第2号壱岐市税条例等の一部改正に係る専決処分等の報告についてから日程第22、議案第47号平成29年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてまで、以上17件を一括議題とします。

ただいま上程しました議案について、提案理由の説明を求めます。白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 本日提出の議案につきましては、担当部長及び課長に説明させますので、よろしくをお願いします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 堀江市民部長。

〔市民部長（堀江 敬治君） 登壇〕

○市民部長（堀江 敬治君） 皆さんこんにちは。報告第2号と報告第3号を、続けて御説明をい

たします。

まず、報告第2号について御説明をいたします。

壱岐市税条例等の一部改正に係る専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項及び壱岐市議会基本条例第11条第1項第5号の規定により、別紙のとおり専決したので、地方自治法第180条第2項及び壱岐市議会基本条例第11条第2項の規定により報告するものでございます。本日の提出でございます。

次のページをお開き願います。

専決第1号、専決処分書、地方税法等の一部改正に伴い、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり、壱岐市税条例等の一部改正についての専決処分でございます。

専決処分の理由は、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が平成29年3月31日に公布され、一部規定を除き、同年4月1日から施行されました。これに伴い、壱岐市税条例等の一部について、平成29年4月1日から施行する必要があることから、平成29年3月31日付で、専決処分により改正をするものであります。

次のページをお開き願います。

壱岐市税条例等の一部を改正する条例第1条、壱岐市税条例の一部を次のように改正します。

内容については記載のとおりでございます。

議案関係資料としまして、一般会計補正予算（第2号）の次に、資料1としまして、1ページから3ページにわたり新旧対照表を添付しておりますのでご覧ください。

主な改正点として、まず住民税関係ですが、1ページから2ページです。

第33条、第34条の9及び附則第16条の3の改正は、個人住民税の課税の特例に係るものでございます。上場株式等の配当等については、特例として、配当等が支払われる際に所得税と住民税が源泉徴収されているため、原則、市県民税の申告は不要となりますが、納税通知書が發送される日までに、確定申告書とは別に市県民税の申告書を提出することにより、所得税と異なる課税方法により、個人住民税を課税することができることが明確化されたものでございます。

13ページでございますが、附則第8条です。

肉用牛の売却による農業所得に係る課税の特例の改正となります。肉用牛を売却したとき、1トン当たり100万円未満であれば、年間の売却頭数が1,500頭まで、住民税が免除される現行措置の適用期限を、平成30年度から3年間延長し、平成33年度までとするものでございます。

次に、24ページの附則17条の2は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例を規定したものです。この適用期限を現行の平成29年度から3年間延長し、平成32年度までとするものでございます。

次に、固定資産税関係でございますが、8ページの第61条、11ページの第74条の2は、震災等に係る特例措置について規定するものでございます。

第61条は、震災等により被災した償却資産の代替資産に係る固定資産税の課税標準について、震災等発生後4年間分、2分の1とするものでございます。

第74条の2は、震災等により住宅が滅失等した土地について、被災市街地復興推進地域に定められた場合には、震災等発生後4年間分の固定資産税に限り、住宅用地特例を適用することとしたものでございます。

これらの規定はいずれも平成28年4月1日以降に生じた震災等から適用されるとされております。

次に、軽自動車税関係でございます。

19ページでございますが、附則第16条は、軽自動車税の税率を軽減する特例措置の適用期限を2年延長するとともに、平成29年4月1日から平成31年3月31日までに新規取得した3輪以上の軽自動車で、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについて重点化を行った上で、取得した日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の税率を軽減することとしたものでございます。

22ページの附則第16条の2は、附則第16条に規定する軽減税率対象者について、自動車製作者等の偽り、その他不正の手段により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として、国土交通大臣が当該認定等を取り消したことにより納付不足額が発生した場合には、当該自動車製作者等を賦課期日現在における軽自動車の所有者とみなして、当該納付不足に100分の10の割合を乗じて計算した金額を納める義務がある規定を適用する措置を講ずることとしたものでございます。

次に、29ページの第2条の改正ですが、これは平成26年6月会議において御審議いただきました、壱岐市税条例の一部改正する条例の一部を改正するものであります。軽自動車税の旧税率の据え置き規定の文言の修正を行ったものでございます。

本文の11ページから13ページをお開き願います。

施行期日につきましては、附則第1条にあるとおり、平成29年4月1日から施行するものでございます。附則第2条から第4条は、今回の改正に係る市民税、固定資産税及び軽自動車税の規定について、必要な経過措置を定めるものでございます。

以上で、報告第2号の説明を終わります。

続きまして、報告第3号について御説明をいたします。

壱岐市国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項及び壱岐市議会基本条例第11条第1項第5号の規定により、別紙のとおり専決処分した

ので、地方自治法第180条第2項及び壱岐市議会基本条例第11条第2項の規定により報告するものでございます。本日の提出でございます。

次のページをお開き願います。

専決第2号、専決処分書、国民健康保険法施行令等の一部改正に伴い、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり、壱岐市国民健康保険税条例の一部改正についての専決処分でございます。

専決処分の理由は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が平成29年2月22日に、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成29年3月31日にそれぞれ公布され、同年4月1日から施行されました。これに伴いまして、壱岐市国民健康保険税条例の一部について、平成29年4月1日から施行する必要があることから、平成29年3月31日付で、専決処分により改正をするものであります。

次のページをお開き願います。

壱岐市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、壱岐市国民健康保険税条例の一部を次のように改正します。

内容につきましては記載のとおりであります。

議案関係資料といたしまして、資料の31ページから32ページに新旧対照表を添付しておりますのでご覧ください。

第23条の改正ですが、低所得者に対する国民健康保険税の軽減の見直しです。

物価上昇などの影響で、これまでの軽減対象者が対象から外れてしまわないよう、経済動向を踏まえて、昨年度に引き続き、2割と5割の軽減判定所得が引き上げられました。具体的には、国民健康保険税の軽減の対象となる所得の基準について、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乘すべき金額が26万5,000円から27万円に、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乘すべき金額が48万円から49万円にそれぞれ引き上げるものでございます。

施行期日につきましては、本文にあるとおり、平成29年4月1日から施行するものでございます。

附則第2条は、今回の改正に係る国民健康保険税の規定について、必要な経過措置を定めるものでございます。

以上で、説明を終わります。

〔市民部長（堀江 敬治君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） 松尾財政課長。

〔財政課長（松尾 勝則君） 登壇〕

○財政課長（松尾 勝則君） 報告第4号平成28年度壱岐市一般会計補正予算（第9号）の専決処分の報告について御説明申し上げます。

平成28年度壱岐市の一般会計補正予算（第9号）について、地方自治法第180条第1項並びに壱岐市議会基本条例第11条第1項第3号及び第4号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項及び壱岐市議会基本条例第11条第2項の規定により報告するものでございます。本日の提出でございます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

専決第3号、専決処分書、地方自治法第180条第1項並びに壱岐市議会基本条例第11条第1項第3号及び第4号の規定による専決処分でございます。

平成28年度壱岐市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億6,541万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ247億5,550万7,000円とします。

第2項は記載のとおりでございます。

繰越明許費の補正、第2条、繰越明許費の変更は、第2表繰越明許費補正によります。

地方債の補正、第3条、地方債の変更は、第3表地方債補正によります。

専決処分の内容は、地方譲与税、地方消費税交付金及び特別交付税等の交付決定並びに起債対象事業費の最終確定に伴う事業費の減額、それに伴う地方債の変更、また財源として計上しておりました減債基金、地域振興基金、合併振興基金等の基金繰入金、いわゆる基金の取り崩しの減額を行うとともに、剰余金を後年度の公債費償還費に充てるため、減債基金への積立金等の調整が主な内容で、平成29年3月31日付をもって専決処分したものでございます。

2から4ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の款、項の区分の補正額等については記載のとおりでございます。

5ページをお開き願います。

第2表繰越明許費補正、1変更ですが、4款衛生費1項保健衛生費で、簡易水道事業特別会計繰出金でございますが、簡易水道統合整備事業の繰越明許費において、一般会計で繰り入れた過疎対策事業債については、簡易水道事業特別会計へ繰り出して充当することとなっており、一般会計からの繰出金について財源調整を行うため、今回3,673万6,000円の増額補正をしております。

また、5款農林水産業費3項水産業費で、下水道事業特別会計繰出金、漁業集落でございますが、漁業集落環境整備事業の繰越明許費において、下水道事業債の充当額が減額となったため、一般会計からの繰出金3,005万6,000円が増額となり、今回繰越明許費の補正をしております。

ます。

次に、6から7ページにかけて、第3表地方債補正について記載をしております。1変更ですが、各起債対象事業費の確定により、起債の限度額を、それぞれの表に記載のとおり、補正後の限度額を変更しております。起債の方法、利率及び償還の方法に変更はございません。

それでは、事項別明細書により、主な補正内容を御説明いたします。

まず、歳入について説明いたします。

12から13ページをお開き願います。

2款地方譲与税から6款地方消費税交付金まで、交付額の確定によりそれぞれ増減補正をしております。

14から15ページをお開き願います。

7款ゴルフ場利用税交付金から10款地方交付税まで、交付額の確定によりそれぞれ増減補正をしております。なお、10款地方交付税につきましては、特別交付税の3月交付額が決定し、今回2億2,494万3,000円を追加いたしまして、特別交付税の総額は7億6,435万5,000円で、前年度と比較して1,702万1,000円の減額となっております。

次に、14款国庫支出金、水産業費の産地水産業強化支援事業費補助金83万3,000円、同じく小学校費の学校施設環境改善交付金6,474万5,000円の減額は、過疎対策事業債及び合併特例債の起債対象事業費確定による国庫補助金を減額しております。

次に、15款県支出金、水産業費の産地水産業強化支援事業費補助金15万1,000円の減額は、ただいま国庫支出金で説明をいたしました、過疎対策事業債の起債対象事業費の確定による県補助金分を減額しております。

16から17ページをお開き願います。

16款財産収入、アワビ種苗売り払い収入は、アワビ種苗等の出荷数の増によるもので、129万1,000円を増額し、栽培漁業振興基金へ積み立てしております。

次に、17款寄附金、ふるさと応援寄附金は、3月末の寄附申込額の確定により、3,811万9,000円を減額し、寄附金総額が1億4,188万1,000円となります。あわせて、歳出の2款1項6目企画費ふるさと応援基金へ積立金の減額調整をしております。

次に、18款基金繰入金の減額補正は、特別交付税等一般財源の増額により、当初予定しておりました減債基金繰入金を1億436万7,000円、合併振興基金繰入金を1億433万3,000円、それぞれ減額するとともに、地域振興基金繰入金を540万円、過疎地域自立促進特別事業繰入金を3万5,000円、ふるさと応援基金繰入金を1,452万円、地域福祉基金繰入金を1,259万1,000円、実績によりましてそれぞれ調整をしております。

18から19ページをお開き願います。

21款1項市債につきましては、1目辺地対策事業債で、サンドーム壱岐屋内競技場改修事業や道路改良事業などの3月末での実績により、220万円の増額をしております。

2目過疎対策事業債は、ハード分で道路改良事業や消防ポンプ自動車整備事業、ソフト分では農地流動化奨励事業や地域肉用牛生活性化プロジェクト事業、離島輸送コスト支援事業などの3月末での実績により、1,210万円の減額補正をしております。

4目合併特例事業債で、芦辺小学校校舎改築事業などの事業費確定により、2,780万円の減額補正をしております。

次に、歳出につきましては、別紙資料2の平成28年度3月31日専決補正予算概要で御説明をいたします。

主に、起債対象事業費の確定による不用額の減額補正を行っております。

資料2の2から3ページをお開き願います。

2款1項3目財政管理費、過疎地域自立促進特別事業基金積立金は、しま共通地域通貨発行事業の実績により、3万5,000円を増額しております。

5款3項2目水産業振興費、栽培漁業振興基金積立金は、歳入の財産収入で御説明いたしましたアワビ種苗等の出荷数の増によるもので、129万1,000円の増額をして積み立てております。その他、起債対象事業費の確定による不用額の減額及び財源調整を行っております。

次に、資料2の8ページに、基金の状況の見込みについて、記載のとおりでございます。

次に、補正予算書第9号の最後の30ページに、地方債現在高の見込みに関する調書について記載をいたしておりますが、平成28年度末現在高見込み額が269億5,614万4,000円となります。

以上で、平成28年度壱岐市一般会計補正予算（第9号）について専決処分の報告を終わります。

〔財政課長（松尾 勝則君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 原田建設部長。

〔建設部長（原田憲一郎君） 登壇〕

○建設部長（原田憲一郎君） 報告第5号について御説明いたします。

平成28年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分の報告について、平成28年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）について、地方自治法第180条第1項並びに壱岐市議会基本条例第11条第1項第3号及び第4号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項及び壱岐市議会基本条例第11条第2項の規定により報告するものでございます。本日の提出です。

補正予算書の1ページをお開き願います。

専決第4号、専決処分書、地方自治法第180条第1項並びに壱岐市議会基本条例第11条第1項第3号及び第4号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成28年度壱岐市の簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）は、次の定めるところによります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ40万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億7,539万3,000円とします。

第2項及び第2条は記載のとおりです。

平成29年3月31日の専決です。

8から9ページをお開きください。

2歳入ですが、4款繰入金で10万円の減額、7款の市債で30万円の減額をしておりますので、歳入総額で40万円の減額となります。

10から11ページをお願いします。

3歳出ですが、1款1項総務管理費で40万円の減額、2款1項簡易水道施設整備費で財源調整をしております。

専決処分の内容は、施設管理費の実績による減額と、簡易水道施設整備費で財源調整を行い、それに伴いまして地方債の変更をしております。

続きまして、報告第6号について御説明いたします。

平成28年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分の報告について、平成28年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第5号）について、地方自治法第180条第1項並びに壱岐市議会基本条例第11条第1項第3号及び第4号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項及び壱岐市議会基本条例第11条第2項の規定により報告するものでございます。本日の提出です。

補正予算書の1ページをお願いします。

専決第5号、専決処分書、地方自治法第180条第1項並びに壱岐市議会基本条例第11条第1項第3号及び第4号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成28年度壱岐市の下水道事業特別会計補正予算（第5号）は、次の定めるところによります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ40万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,934万円とします。

第2項及び第2条は記載のとおりでございます。

平成29年3月31日の専決です。

8から9ページをお願いします。

2歳入ですが、5款繰入金で3,240万円を増額し、8款の市債で3,280万円の減額をしておりますので、歳入総額で40万円の減額になるものでございます。

10から11ページをお願いします。

3歳出ですが、1款2項施設整備費で40万円の減額、2款2項施設整備費で財源調整をしております。

専決処分の内容は、公共下水道事業の実績による減額を行い、漁業集落排水整備事業で財源調整を行い、それに伴いまして地方債の変更をしております。

別紙資料2の6から7ページに内容を記載しておりますので御参照ください。

以上で、説明を終わります。御審議のほど、よろしくをお願いします。

〔建設部長（原田憲一郎君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） 堀江市民部長。

〔市民部長（堀江 敬治君） 登壇〕

○市民部長（堀江 敬治君） 報告第7号損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について御説明を申し上げます。

地方自治法第180条第1項及び壱岐市議会基本条例第11条第1項第1号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項及び壱岐市議会基本条例第11条第2項の規定により報告をいたします。本日の提出でございます。

次のページをお開き願います。

専決第6号、専決処分書、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項及び壱岐市議会基本条例第11条第1項第1号の規定に基づき、次のとおり専決処分をする。

平成29年5月23日専決でございます。

損害賠償の相手方、壱岐市石田町の個人、損害賠償の額22万3,677円、損害賠償の理由、平成29年4月26日午前9時25分ごろ、壱岐市郷ノ浦町東触、平バス停付近、交差点の国道において、壱岐市嘱託職員が運転する公用車が、一時停止後、徐行にて右折しようとした際、左方向から直進してきた損害賠償の相手方である個人所有の車両と接触し、損傷させたためでございます。

なお、本件の過失割合については、損害賠償の相手方は直進中であり、当日は雨天でもあり、左折車両が停車中で見通しが悪かったとはいえ、十分な確認を怠ったために接触をしており、民事交通訴訟における過失相殺率の認定基準を参考に、市が示談代行をお願いしている保険会社と相手方との協議の結果、市側の責任割合は90%となっております。市の損害賠償額であります相手車両の修理代の市過失分については、全国自治協会から、自動車損害共済金として支払われることとなります。

本件は事故発生後、相手方の御理解もあり、早急に示談も成立しており、また車両もレンタカーであるため、営業上相手方に御迷惑をかけないように、速やかな修理と損害賠償金の支払いが不可欠と考え、専決処分として報告するものでございます。

大変申し訳なく思っております。今後、このような事故が起こらないよう、交通ルールの遵守と交通安全の徹底について厳しく指導を行い、再発防止に努めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

以上をもちまして、報告第7号についての説明を終わります。

〔市民部長（堀江 敬治君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 松尾財政課長。

〔財政課長（松尾 勝則君） 登壇〕

○財政課長（松尾 勝則君） 報告第8号平成28年度壱岐市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について御説明申し上げます。

平成28年度壱岐市一般会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。本日の提出でございます。

次のページをお開き願います。

平成28年度一般会計繰越明許費繰越計算書の内容は、今回専決処分で報告しております補正額を含めた繰越明許費の総額28億3,344万3,000円のうち、実際に翌年度に繰り越した額は25億9,618万8,500円でございます。

主なものは、国の補正予算による壱岐テレワーク関連施設整備事業、海岸漂着物等地域対策推進事業、壱岐観光サービス拠点整備事業、長崎県原子力災害対策施設整備事業、小学校校舎等改修事業、中学校校舎等改修事業、大谷公園体育館耐震改修事業などに要する経費で、事業ごとの翌年度繰越額及び財源内訳につきましては記載のとおりでございます。

以上で、平成28年度壱岐市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告を終わります。

〔財政課長（松尾 勝則君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 原田建設部長。

〔建設部長（原田憲一郎君） 登壇〕

○建設部長（原田憲一郎君） 報告第9号について御説明いたします。

平成28年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について、平成28年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度にこれを繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものです。本日の提出です。

次のページをお願いします。

道路改良工事などに伴う水道管布設替補償工事及び国の補正予算によります簡易水道統合整備事業の分で、繰越明許費はさきに議決をいただきました予算計上額1億8,582万2,000円のうち、実際に繰り越した額は1億8,296万4,240円となりました。

続きまして、報告第10号について御説明いたします。

平成28年度壱岐市下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について、平成28年度壱岐市下水道事業特別会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものです。本日の提出です。

次のページをお願いします。

芦辺地区漁業集落排水整備事業の分で、繰越明許費はさきに議決をいただいております予算計上額6,678万4,000円のうち、実際に繰り越した額は6,070万円となりました。

以上で、説明を終わります。

〔建設部長（原田憲一郎君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） 久間総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） 議案第40号公益的法人等への壱岐市職員の派遣等に関する条例の制定について、御説明を申し上げます。

公益的法人等への壱岐市職員の派遣等に関する条例を、別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、公益的法人等への職員派遣に当たり、職員の身分取り扱い等の明確化を図る必要があるため、条例で定めるものでございます。

これは、本年4月に任意団体として立ち上げている壱岐市ふるさと商社について、本年8月の法人化に向けた準備等を現在進めておりますが、こうした公益的法人等へ壱岐市職員を派遣するために、派遣職員の身分等の取り扱いを定めるものでございます。

次のページをお開き願います。

第1条、趣旨であります。本条例の制定根拠となります公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき、公益的法人等への職員の派遣に関して定める規定内容をあらわした趣旨規定でございます。

第2条、職員の派遣であります。法律の規定を受けまして、職員の派遣先団体を定めるものであります。具体的には、一般社団法人または一般財団法人、独立行政法人等であります。これらの団体のうち、別途規則で定める団体との取り決めに基づいて、その団体の業務にその役職員として専ら従事させるために、職員を派遣しようとするものでございます。

第2項は、派遣の対象から除かれるべき職員の規定であり、臨時的任用職員と非常勤職員、条

件つき採用職員、再任用職員等でございます。

次のページをお開き願います。

第3項は、職員の派遣に当たり、派遣先との間であらかじめ合意しておくべき取り決め事項についての規定でありまして、福利厚生等について定めたものでございます。

第3条、派遣職員の職務への復帰であります。職員派遣の継続が適当でないと認められる場合の規定でありまして、次の各号のいずれかに該当したときは、期間満了前でも職務に復帰させなければならないという内容でございます。

第4条、派遣職員の給与であります。派遣職員の給与として職員派遣の期間中、市が給料、各種手当を支給できる旨を、法に基づき規定したものでございます。

次のページをお開き願います。

第5条、職務に復帰した職員に関する職員の給与に関する条例等の特例であります。派遣職員が職務に復帰した場合に不利にならないよう、派遣先の業務を公務とみなし、職員の給与条例を適用することを規定したものでございます。

第6条、派遣職員の復帰時における処遇であります。条文のとおり、派遣職員が復帰した場合の処遇について必要な調整を行うことができる旨を規定したものでございます。

第7条、報告であります。条文のとおり、市長への報告義務を規定したものでございます。

このほか、本条例の施行に関し必要な事項は規則で定めることとしており、派遣先の団体、具体的には一般社団法人壱岐市ふるさと商社であります。この派遣先の団体の名称については規則で定めることとしております。

附則といたしまして、この条例は平成29年7月1日から施行しようとするものでございます。

以上で、議案第40号の説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしく願いをいたします。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 左野企画振興部長。

〔企画振興部長（左野 健治君） 登壇〕

○企画振興部長（左野 健治君） 議案第41号壱岐市附属機関設置条例の一部改正について御説明申し上げます。

壱岐市附属機関設置条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金交付要綱第31条第2項の規定に基づき、事業実施者の選定に係る事業計画の審査を行うため、市長の附属機関として、壱岐市雇用機会拡充事業審査会の新設を行う必要があるため、所要の改正を行うものでござい

す。

次のページをお開きください。

壱岐市附属機関設置条例の一部を、次のように改正するものでございます。

改正条文の内容につきましては記載のとおりでございます。

改正条文の新旧対照表につきましては、資料1の33ページに記載のとおりでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で、説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

〔企画振興部長（左野 健治君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） 高下保健環境部長。

〔保健環境部長（高下 正和君） 登壇〕

○保健環境部長（高下 正和君） 議案第42号壱岐市汚泥再生処理センター条例の一部改正について御説明をいたします。

壱岐市汚泥再生処理センターの条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由は、壱岐市汚泥再生処理センターの汚泥発酵肥料使用料の見直しにより、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開きください。

改正内容は、壱岐市汚泥再生処理センター条例第6条関係の別表中、袋詰め堆肥の金額50円を100円に改め、ばら堆肥の項を削除いたします。

本使用料は、平成24年4月の供用開始に当たり、し尿汚泥からの資源リサイクルに対して市民の方々に御理解いただけるのか、また購入していただけるかなどの検討の結果、使用料50円として定めておりましたが、供用開始後5年を経過し、市民の皆様にも御理解をいただき、販売についても毎回完売できていることから、1袋100円に見直し、改定をお願いをするものでございます。

なお、この条例は平成29年9月1日から施行するものといたします。

以上で、議案第42号の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

〔保健環境部長（高下 正和君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） 原田建設部長。

〔建設部長（原田憲一郎君） 登壇〕

○建設部長（原田憲一郎君） 議案第43号について御説明いたします。

壱岐市漁業集落排水処理施設条例の一部改正について、壱岐市漁業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定めるものです。本日の提出です。

芦辺町のクオリティライフセンターつばさ付近に設置しております芦辺漁港浄化センターには、梱包設備を備えて、袋詰め肥料として住民の皆様へ販売しております。販売している場所は、環境衛生課所管の郷ノ浦町坪触にございます汚泥再処理センターでございます。

この条例の第25条に、汚泥肥料の利用として、漁業集落排水処理施設において発生した汚泥を堆肥化し、汚泥肥料として有効活用するため、肥料取締法第7条の規定に基づく普通肥料登録したものについて、袋詰めして、有機肥料として販売するものとする。

そして、第2項には、前項の汚泥肥料の販売手数料は、別表第2に定めるものとするという規定をしております。

提案理由は、この別表第2に、袋詰め肥料として1袋当たり15キログラム入りを50円としておりましたが、このたび汚泥再生処理センターの汚泥肥料の販売手数料の改正にあわせて、100円に改めるものでございます。

また、この条例内の表現について、他の条例の表現との整合を図るため、記載しておりますような内容に改めるものでございます。

附則として、この条例は周知期間を考慮しまして、平成29年9月1日から施行するものでございます。

詳細については、別添資料1の35から36ページに記載しておりますので御参照ください。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

〔建設部長（原田憲一郎君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 左野企画振興部長。

〔企画振興部長（左野 健治君） 登壇〕

○企画振興部長（左野 健治君） 議案第44号大島辺地（変更）、勝本辺地（変更）、芦辺浦辺地（変更）箱崎本村辺地（変更）、武生水B辺地、柳田B辺地、沼津A辺地、初山A辺地、初山B辺地及び仲・大石辺地に係る総合整備計画の策定について御説明申し上げます。

大島辺地（変更）、勝本辺地（変更）、芦辺浦辺地（変更）箱崎本村辺地（変更）、武生水B辺地、柳田B辺地、沼津A辺地、初山A辺地、初山B辺地及び仲・大石辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、郷ノ浦地区第7分団1部小型動力ポンプ購入事業、イルカパーク改修事業、勝本地区第2分団小型動力ポンプ積載車購入事業、芦辺地区第1分団小型動力ポンプ購入事業、市道釘の尾塩谷線改良事業、市道大里環状線道路改良事業、ブロードバンドアクセスサーバ強化事業、郷ノ浦地区第3分団小型動力ポンプ購入事業、市道黒崎線道路改築事業、市道鮎川若松線道路改築事業、郷ノ浦地区第6分団1部小型動力ポンプ積載車購入事業及び芦辺漁業集落環境整備事業に辺地対策事業債を活用するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための

財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項及び第5項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

この辺地計画は、辺地債の対象になるためには市議会の議決を経て、辺地に係る総合整備計画を総務大臣に提出することとなっております。

1ページから10ページは各辺地の整備計画書でございます。

なお、議案資料4に、平成29年度辺地対策事業の位置図を添付いたしております。

以上で、説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

〔企画振興部長（左野 健治君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 松尾財政課長。

〔財政課長（松尾 勝則君） 登壇〕

○財政課長（松尾 勝則君） 議案第45号平成29年度壱岐市一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

平成29年度壱岐市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億785万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ231億4,006万8,000円とします。

第2項は記載のとおりでございます。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、第2表地方債補正によるものでございます。本日の提出でございます。

2から3ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正の款、項の区分の補正額等については記載のとおりでございます。

4から5ページをお開き願います。

第2表地方債補正、1変更で、過疎対策事業債の限度額3億640万円を3億4,100万円に、勝本ふれあいセンターかざはやの全天候型ゲートボール整備事業に3,460万円を増額しております。

次に、合併特例債の限度額7億5,330万円を6億9,590万円に、壱岐市役所庁舎耐震改修事業及び壱岐高等職業訓練校耐震改修事業において、国の社会資本整備総合交付金の内示があり、5,740万円を減額しております。

次に、教育債の限度額1億3,820万円を1億4,100万円に、緊急防災減災事業債で、壱岐文化ホール空調設備改修事業に280万円を増額しております。

それでは、事項別明細書により、主な内容について御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。

10から11ページをお開き願います。

10款1項1目地方交付税で、不足する一般財源について、普通交付税8,098万5,000円を増額いたしております。また、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金の雇用機会拡充事業に係る特別交付税措置について、市負担分の2分の1相当額を特別交付税で2,851万7,000円増額しております。

次に、14款2項1目総務費国庫補助金は、離島活性化交付金、地方創生推進交付金、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金につきまして、内示及び制度の確定による交付方法の変更などによりそれぞれ調整し、また地方創生拠点整備交付金につきまして、今回新たに、しまごと博物館サテライト拠点整備事業の採択を受け、総額で1億1,872万6,000円を増額しております。

次に、4目農林水産業費国庫補助金、地域経済循環創造事業交付金は、トラフグの陸上養殖事業の採択を受け、事業者が行う養殖用水槽の整備にかかる経費のうち、補助対象事業費の4分の3の1,875万円を計上しております。

次に、5目土木費国庫補助金、社会資本整備総合交付金は、庁舎耐震改修等事業のほか2件の内示を受け、6,124万円を追加するとともに、それぞれ充当先の歳出費目において財源調整を行っております。

次に、15款2項1目総務費県補助金、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金4,612万7,000円の増額は、輸送コスト支援事業及び滞在型観光促進事業につきましては、制度の確定による交付方法の変更、また、雇用機会拡充事業におきまして交付額の追加内示を受け、それぞれ調整しております。

次に、4目農林水産業費県補助金は、農業経営高度化支援補助金のほか5件の内示などにより、総額で6,073万6,000円を追加しております。

12から13ページをお開き願います。

20款4項2目雑入、コミュニティー助成金は、自治公民館の自主防災組織3件及び女性防火クラブ等の防災備品整備費のほか、一般コミュニティー団体1団体の備品購入費に対し、自治総合センター助成金の交付決定を受け、960万円を追加補正しております。

21款市債につきましては、4から5ページの第2表地方債補正で御説明したとおりでございます。

次に、歳出につきまして、別紙資料3の平成29年度6月補正予算案概要で説明いたします。

別紙資料3の2から3ページをお開き願います。

2款1項13目国境離島振興費、創業事業拡大支援事業1億7,361万円の補正は、特定有人国境離島地域の雇用機会の拡充を図るため、民間事業者等が雇用増を伴う創業または事業の拡大を行う場合に必要な設備資金、運転資金を支援する事業として、国の地域社会維持推進交付金

を受けて実施をするもので、今回交付金の追加内示を受け、市の負担を含めた交付金ベースでの総額を3億4,221万円としております。

次に、4から5ページをお開き願います。

3款1項2目社会福祉施設費、勝本ふれあいセンターかざはや管理費3,306万3,000円の補正は、特養ホーム建設予定地でありますゲートボール場の代替施設として、全天候型ゲートボール場2面を整備するものとして平成28年度に設計を行い、本年度当初に着工の予定でありましたが、実施設計の結果追加工事が生じたため、今回管理業務とあわせて追加をしております。

次に、6から7ページをお願いいたします。

5款1項5目農地費、県営事業農業経営高度化支援事業は、基盤整備が完了した地区において地元負担金などの農家負担を軽減するため、農地集積の達成度合いに応じて県が促進費を交付するソフト事業で、国55%、県45%の補助を受け、事業主体であります刈田院土地改良区へ交付するもので、5,500万円を追加しております。

次に、3項2目水産業振興費、地域経済循環創造事業は、歳入の国庫補助金で説明をいたしましたトラフグの陸上養殖事業に対し、国の4分の3の補助採択を受け、市の4分の1と合わせて交付をするもので、2,500万円を追加しております。

次に、6款1項2目商工振興費、地域商社運営費等補助金は、地域商社の設立に当たり、人件費や商品開発経費を含めた運営費について、地方創生推進交付金で国の2分の1の補助採択を受け、市負担分及び出資金と合わせて交付をするもので、3,633万4,000円を増額しております。

次に、8から9ページをお開き願います。

9款5項6目文化財保護費は、原の辻遺跡文化遺産活用促進事業は地方創生拠点整備交付金の補助採択を受け、原の辻ガイダンスの地域振興室を改修し、カフェや模擬発掘体験広場などを整備するもので、3,000万円を追加しております。

以上で、議案第45号平成29年度壱岐市一般会計補正予算（第2号）について、説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

〔財政課長（松尾 勝則君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） 高下保健環境部長。

〔保健環境部長（高下 正和君） 登壇〕

○保健環境部長（高下 正和君） 議案第46号及び議案第47号を一括で説明させていただきます。

初めに、議案第46号平成29年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

平成29年度壱岐市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ142万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億616万8,000円とします。

第2項については記載のとおりでございます。本日の提出でございます。

2ページ、3ページをお開き願います。

第1表歳入歳出補正予算については、記載のとおりでございます。

5ページから7ページには、歳入歳出補正予算事項別明細を記載をいたしております。

8ページ、9ページをお開き願います。

歳入につきましては、3款2項国庫補助金に特別調整交付金41万4,000円を、2款2項県補助金に財政調整交付金101万5,000円をそれぞれ追加いたしております。

10ページ、11ページをお開き願います。

歳出につきましては、1款1項1目一般管理費として、長崎県国保連携会議出席のための旅費101万5,000円を、8款1項特定健康診査等事業費に糖尿病成人症の重症化予防事業費として、委託料など計41万4,000円をそれぞれ追加をいたしております。

以上で、議案第46号の説明を終わります。

続きまして、議案第47号平成29年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

平成29年度壱岐市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,870万1,000円といたします。

第2項については記載のとおりでございます。本日の提出でございます。

2ページ、3ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算の補正については、記載のとおりでございます。

5ページから7ページには、歳入歳出補正予算事項別明細を記載をいたしております。

8ページ、9ページをお開き願います。

歳入につきましては、6款4項雑入に、広域連合からの還付金として100万円を追加をいたしております。

10ページ、11ページをお開き願います。

歳出につきましては、3款1項1目保険料還付金について、国の標準システムの誤りに伴う還付金として70万円を、2目還付加算金については30万円をそれぞれ追加をいたしております。

以上で、議案第47号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

〔保健環境部長（高下 正和君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） これで、市長提出議案の説明が終わりました。

日程第23、要望第1号

○議長（鵜瀬 和博君） 次に、日程第23、要望第1号小島及び元小島他の環境整備に関する要望書を議題とします。

ただいま上程しました要望第1号につきましては、お手元に写しを配付しておりますので、説明にかえさせていただきます。

○議長（鵜瀬 和博君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。次の本会議は6月13日火曜日午前10時から開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後3時55分散会
